

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-2-3 千代川ビル 4階

令和7年分の年末調整の改正点

Q 令和7年の年末調整における改正点等どのような点に注意すべきですか？

解説

令和7年の税制改正により、控除関係の改正が多々あります。

1. 令和7年分の年末調整における改正点

①基礎控除の見直し

合計所得金額が2,350万円以下である場合、控除額が所得金額に応じて、**10万円から37万円が上乘せ**されます。

②給与所等控除の見直し

給与収入が190万円以下については、給与所得控除について55万円の最低保証額が**65万円**に引き上げられました。

③特定親族特別控除

居住者が**19歳以上23歳未満の親族**で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人（**特定親族**といいます。）を有する場合、所得の金額に応じて**3万円～63万円**、控除されます。

④扶養親族等の所得要件

扶養控除の対象となる所得要件を10万円引き上げて、**58万円以下**（給与収入だけの場合は**123万円以下**）となります。

2. 申告書の記入における留意点

上記の改正点の①、②は年末調整の計算を行う側が注意すべき点となります。③については、特定親族として、新たに控除の対象となる人がいる場合は、「**特定親族特別控除申告書**」の欄に記載します。また、④について扶養親族の所得要件が引き上げられたことで、新たに扶養控除の対象となる方は、「扶養控除等申告書」に記載することとなります。

要するに…

令和7年の税制改正で今年から年末調整の内容に数多くの改正点が設けられました。あらかじめ、扶養親族の所得など確認する点もありますので、注意しましょう。